

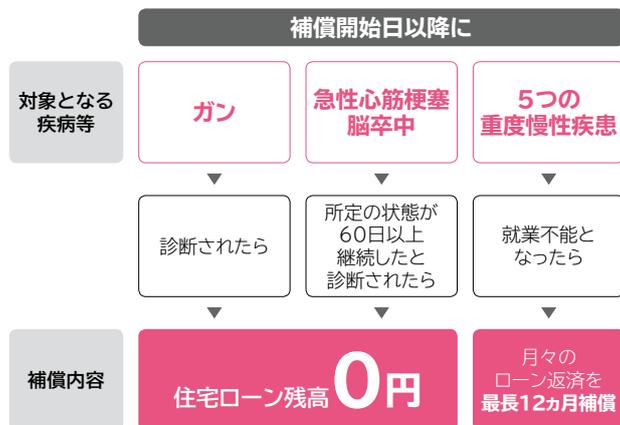
# 財住金の 3大疾病 5つの重度慢性疾患 補償付 住宅ローン



病気になった時住宅ローン残高が

**0円**になる場合があります

## 補償内容のしくみ



\*5つの重度慢性疾患：高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性肺炎

本パンフレットでご紹介する商品について

○対象となる疾病・疾患ごとに所定の条件があります。

くわしくは本パンフレット中面をご覧ください。

○告知の内容により、保険会社をご加入をお断りする場合があります。



厚生労働大臣登録福利厚生会社

**財形住宅金融株式会社**

貸金業登録番号関東財務局長(7)第01157号

未来への  
扉を開く  
お手伝い

# 財住金の3大疾病の5つの重度慢性疾患 補償付住宅ローン

## ガン(悪性新生物) ※上皮内ガンを除く

補償 ローン残高

補償開始日以降に、生まれて初めてガン\*1に罹患し、医師により診断が確定\*2された場合、住宅ローン残高が0円となります\*3。

\*1：悪性新生物。【上皮内ガン(上皮内新生物)は除きます。】

\*2：病理組織学的所見(生検)による診断をいいます。

\*3：診断された時点の住宅ローン債務残高相当額が診断保険金として保険会社より財住金に支払われます。

## 急性心筋梗塞・脳卒中(脳梗塞・脳内出血・くも膜下出血)

補償 ローン残高

補償開始日以降に、急性心筋梗塞または脳卒中に罹患し、その疾病により医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態\*1が継続したと医師により診断された場合、住宅ローン残高が0円となります\*2。

\*1：所定の状態とは

急性心筋梗塞の場合	労働制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の作業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)。
脳卒中の場合	言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺障害がある状態。

\*2：診断された時点の住宅ローン債務残高相当額が診断保険金として保険会社より財住金に支払われます。

## 5つの重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)

補償 約定返済

お借入日以降に罹患した5つの重度慢性疾患のいずれかにより、補償開始日以降に、就業不能状態となり、その状態が継続し、約定返済日が到来した場合、1回の就業不能につき、最長12回を限度として、毎月の約定返済相当額を補償します。

## 補償の対象となる疾病

### 3大疾病(ローン残高補償)



### 5つの重度慢性疾患(約定返済補償)



## お支払対象となるガン(悪性新生物)の例

部位	ガン(悪性新生物)の種類
脳・神経	「悪性脳腫瘍」「悪性脊髄腫瘍」等
口腔・鼻・咽頭	「舌ガン」「鼻腔ガン」「咽頭ガン」等
呼吸器および胸部	「喉頭ガン」「乳ガン」「肺ガン」「気管支ガン」等
消化器	「胃ガン」「食道ガン」「大腸ガン」「直腸ガン」等
肝臓・胆のう・膵臓	「肝臓ガン」「胆のうガン」「膵臓ガン」等
泌尿器	「腎臓ガン」「精巣(睾丸)ガン」「前立腺ガン」「膀胱ガン」等
婦人科	「子宮ガン」「乳ガン」「卵巣ガン」等
皮膚	「皮膚の悪性黒色腫」等
骨・筋肉	「骨肉腫」「肉腫」等
血液・リンパ	「悪性リンパ腫」「白血病」「多発性骨髄腫」等
内分泌	「甲状腺ガン」「悪性下垂体腫瘍」等
その他	「原発部位不明のガン」等

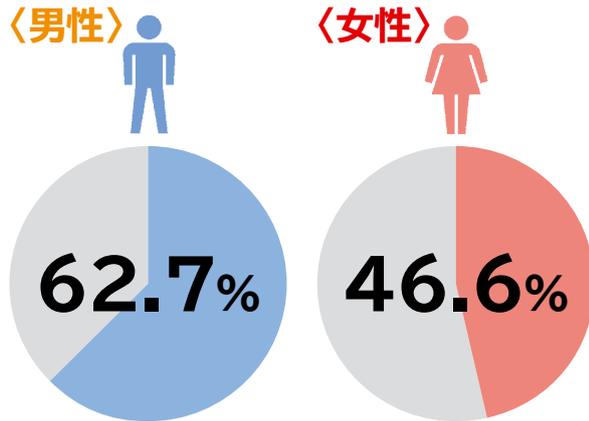
※上皮内ガン、大腸の粘膜内ガン、膀胱・尿路・乳管等で発生する非浸潤ガンなど、ガンが浸潤していない状態は、お支払の対象となりません。

ご存知  
ですか？

# 今や、日本人の2人に1人が 一生のうちに「ガン」と診断される時代です！

ガン・心疾患・脳血管疾患は、日本人の死亡原因の約半数を占めます。  
特にガンは、死亡原因の約3割を占め、約2人に1人が一生のうちにガンと診断されています。

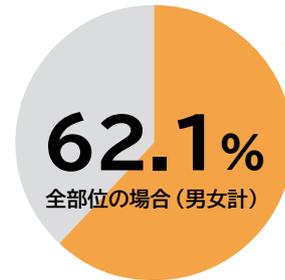
生涯のガン罹患割合



出典：公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'16」

2006-2008年診断例の5年相対生存率

ガンは現代医療では、  
「防げる、見つかる、治せる」  
可能性が高い病気です。



出典：国立がん研究センターがん対策情報センター  
「日本のがん生存率の最新全国推計公表全部位  
5年相対生存率(2006-2008年診断症例)」

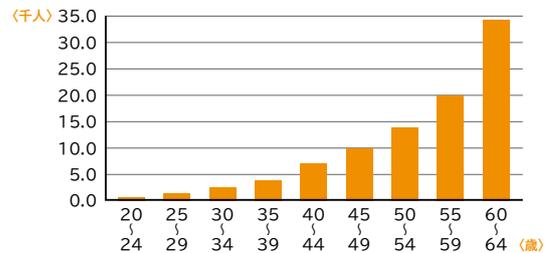
ご存知  
ですか？

## 8大疾病の罹患者数は年齢とともに増加しています！

医学の進歩により部位によっては治る可能性も高くなっていますが、ガン・急性心筋梗塞・脳卒中、および5つの重度慢性疾患（高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎）を8大疾病とした場合、その罹患者数は40歳代後半で約9,700人、50歳代前半で約13,600人と年齢を経るにつれて増加しています。

出所：厚生労働省「平成26年患者調査」  
データは調査対象期間(平成26年9月1日～30日)に病院、一般診療所を退院した患者の推計数。  
退院患者においては、退院時に入院の理由となっていた傷病をいう。

年代別8大疾病の罹患者数



### 補償内容のしくみ

対象となる疾病等	補償内容
ガン	と診断されたら 住宅ローン残高 <b>0円</b>
急性心筋梗塞・脳卒中	所定の状態が60日以上 継続したと診断されたら 60日以上 住宅ローン残高 <b>0円</b>
高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎	就業不能状態が継続したら 約返済相当額 最長 <b>12</b> か月間補償

※住宅ローン残高が0円となるには、対象となる疾病・疾患ごとに所定の条件があります

商品概要		
対象商品	「フラット35エース」(財住金のフラット35【保証型】)	「財形住宅融資」
ご利用いただける方	「フラット35エース」(財住金のフラット35【保証型】)をご利用の方(対象年齢：お借入時満20才から満50才までの方) ※連帯債務者の方はご加入いただけません。	「財形住宅融資」をご利用の方(対象年齢：お借入時満20才から満50才までの方) 団体信用生命保険にご加入された方
補償期間	ローン融資実行日～ご融資満了または、満81才のいずれか早い方(ただし、補償の開始日は下記のとおりとなります。)	ローン融資実行日～ご融資満了または、満81才のいずれか早い方(ただし、補償の開始日は下記のとおりとなります。)
補償開始日	待機期間(3ヵ月)満了日の翌日から補償を開始します。	待機期間(3ヵ月)満了日の翌日から補償を開始します。
お支払方法	お借入金利が0.23%(お借入時満45才以下の方)、0.47%(お借入時満46才以上の方)高くなります。	事務手数料(年間)が、債務残高(注)に対して年間0.23%(お借入時満45才以下の方)(税別)、0.47%(お借入時満46才以上の方)(税別)かかります。 (注)10万円未満切り上げ。初回はお借入額。2年目以降はお借入応当月の3ヵ月前の月末残高となります。
お支払日		初回はお借入月の翌月27日。2年目以降はお借入応当月の前月の27日となります(口座振替による引落し)。
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社	三井住友海上火災保険株式会社

## 付帯される保険についての概要

正式名称：ガン診断保険金補償特約・急性心筋梗塞診断保険金補償特約・脳卒中診断保険金補償特約・  
重度慢性疾患のみ補償特約セット就業不能信用費用保険

項目	補償内容	保険金がお支払いされない場合の例
ガン	ガン診断保険金は、補償開始日以降に生まれて初めてガンに罹患し、医師により診断確定された場合に、診断確定された時点のローン債務残高相当額が診断保険金として保険会社より財形住宅金融に支払われ、債務の返済に充当されます。ただし、上皮内ガン、大腸粘膜ガン、膀胱・尿路・乳管等で発生する非浸潤ガンなど、ガンの浸潤していない状態は、お支払いの対象となりません。	●補償開始日以前にガンと診断された場合
急性心筋梗塞・脳卒中	急性心筋梗塞診断保険金、脳卒中診断保険金は、補償開始日に、急性心筋梗塞もしくは脳卒中に罹患し、その疾病により医師の診断を受けた日からその日を含めて60日以上、所定の状態*が継続したと医師により診断された場合に、診断された時点のローン債務残高相当額が診断保険金として保険会社より財形住宅金融へ支払われ、債務の返済に充当されます。 *所定の状態とは (急性心筋梗塞の場合) 労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限する状態)。 (脳卒中の場合) 言語障害・運動失調・麻酔等の他覚的な神経学的後遺障害がある状態。	●補償開始日以前に急性心筋梗塞・脳卒中に罹患した場合 ●急性心筋梗塞で医師の診断を受けた日から60日以内に労働の制限が必要なくなった場合 ●脳卒中で医師の診察を受けた日から60日以内に後遺症がなくなった場合
重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性肺炎)	ご融資日以降に罹患した5つの重度慢性疾患のいずれかにより、補償開始日以降に、被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態(就業不能状態)となり、その状態が継続した場合、最長12回を限度として、当該期間に属する約定返済相当額が、保険金として保険会社より財形住宅金融に支払われ、毎月の返済に充当されます(ローン債務延滞中においては、遅延債務に優先的に充当します)。ただし、保険金のお支払は、お客さまによる保険金請求の時点までに経過した当該期間に属する約定返済額を限度とするほか、同一の就業不能期間においては、約定返済12回相当分を限度とします。	●補償開始日以前に就業不能状態となった場合

※上記のほか保険金のお支払には各種条件があります。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」・「注意喚起情報」にてご確認ください。

## 補償や告知内容のお問い合わせは

■引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社  
■ご相談窓口(ご相談・苦情・お問い合わせ) 三井住友海上 住宅ローン関連保険サポートデスク

引受保険会社のご相談窓口  
**TEL:0120-123-606(無料)**  
【受付時間】9:00～17:30(祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日)

## 住宅ローンのお問い合わせ・ご相談は

財形住宅金融(株) 営業部営業推進課 TEL:03-3263-3083 名古屋支社 TEL:052-202-4092  
東京支社 TEL:03-3263-4861 大阪支社 TEL:06-6343-5300  
仙台支社 TEL:022-221-5051 福岡支社 TEL:092-436-2898  
【営業時間】9:00～17:30(祝日、年末年始を除く月曜日～金曜日)

### ▲ ご注意ください

●告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。●虚偽告知等の告知義務違反があった場合は、保険金が支払われない場合があります。●財住金の疾病補償付住宅ローンをご利用いただく保険は、三井住友海上火災保険株式会社の引受となります。保険内容の詳細やご不明点については、「被保険者のしおり」に記載のお問い合わせ先へご連絡ください。●保険金のお支払には、本パンフレット記載内容のほかにも条件がございます。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」・「注意喚起情報」で詳細を必ずご確認ください。●補償内容についての概要説明は、当社が保険契約者としての立場から住宅ローンご契約者のために行っているもので、いわゆる保険募集のための説明ではありません。●万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険契約に加入していること、および加入している保険契約の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類、代理請求など)をお伝えください。●疾病補償の対象となるフラット35エースおよび財形住宅融資の借入予定額とご返済中残高の合計が5000万円を超える場合は「健康診断結果証明書」(書式は財住金へ請求)をご提出していただきます。●本住宅ローンの全額または一部繰上返済をした場合でも、解約返れい金はございません。